あか牛の新表示に係るＰＲ等業務委託企画コンペ実施要領

１　委託業務名

あか牛の新表示に係るＰＲ等業務委託

２　目的

あか牛のさらなる付加価値向上を図るため、今年度から試験的に一部店舗において導入している「新表示」について、店舗でのＰＲを通じて消費者の認知度を高めるとともに、アンケート調査により消費者の意向を把握し、次年度以降の表示改善に活用することを目的とする。

３　委託業務の内容

（１）新表示解説用パネル等の広報資材の企画・作製
（２）本事業の情報発信
（３）新表示に関する消費者アンケートの実施及び結果の集計・分析
（４）アンケート回答者への景品の手配及び発送事務
（５）広報資材の対象店舗（精肉店４店舗、飲食店３店舗）への配送
（６）その他、本業務の完遂に必要な業務
※詳細は、別添仕様書のとおり。

４　委託期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）３月３０日（火）まで

５　委託費

（１）契約上限額（予算額）

９００，０００円（消費税及び地方消費税を含む、消費税率１０％）を上限とする。

提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

（２）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（資材費、デザイン費、人件費等）とする。

６　実施スケジュール（予定）

・参加申込書提出期限	令和８年（２０２６年）	１２月　３日（木）
・企画提案書提出期限		１２月２１日（月）
・審査会（プレゼンテーション）		１２月２４日（木）
・審査会結果通知		速やかに実施
・委託契約内容協議・委託契約締結		速やかに実施
・委託契約終了	令和９年（２０２７年）	３月３０日（火）

7　企画コンペの対象者となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

（１）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）により入札参加資格を有する者であること。

（２）法人又は法人で構成される団体。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、（３）以下に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。

（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（４）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ　国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

（５）消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。

（６）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと

（７）当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己､自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

（８）複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア　代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。

イ　申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ　一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案とする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないものとする。

なお、代表団体及びその構成員は上記の（３）～（７）のすべてを満たすこととする。

８　企画コンペ参加申込み

本企画コンペに参加する者は、以下により必要書類を提出するものとする。

（１）提出物

ア　企画コンペ参加申込書【様式１】

イ　質問書【様式２】※質問がない場合は、質問書の提出不要

ウ　熊本県競争入札参加資格の資格審査結果通知書の写し

エ　業務実績書【様式３】※実績がない場合は提出不要

（２）提出方法：持参又は郵送

※質問書については、電子メールでの提出可（misumi-r-dd@pref.kumamoto.lg.jp）

（３）提出先　：〒８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺６－１８－１

熊本県農林水産部生産経営局畜産課

（ＴＥＬ０９６－３３３－２３９７）

（４）提出期限：令和８年（２０２６年）１２月３日（木）１７時必着（郵送の場合も同様）

（５）その他

質問書に対する回答は、質問者を匿名として全ての参加者に対して行う。

９　提案書の提出

（１）提出物及び部数

ア　提案書　　５部（正本１部、副本４部）

提案内容と概算見積書を含む提案書（様式は自由）を、原則としてＡ４紙・左綴じとし、正本にのみ【様式４】を表紙として編纂したもの。

※提案業者名を伏せた状態で審査を実施するため、提案書の中に提案業者が特定されるような記載をしないこと

イ　事業者の取組に関する申出書【様式６】　　１部

※必要な書類を添付すること

（２）提出方法　　持参又は郵送

（３）提出先　　〒８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺６－１８－１

熊本県農林水産部生産経営局畜産課

（４）提出期限　　令和８年（２０２６年）１２月２１日（月）１７時必着（郵送の場合も同様）

（５）注意事項

①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの

・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの

・企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの

・審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

②提出された提案書の取扱いは、以下による。

・提案書は返却しない

・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする

・提案書は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる

・提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある

１０　受託者の選定方法

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

（１）審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、４名を選出する。

（２）企画提案書の審査及び企画案の選定

①事業者によるプレゼンテーション（１５分以内：説明１０分以内、質問５分以内）を行う。

日時：令和８年（２０２６年）１２月２４日（木）

※各応募者の開始時間は別途連絡する

場所：熊本県庁内会議室（別途連絡）

審査員：選考委員４名

その他：プレゼンテーションに参加しなかった事業者は、棄権したものとみなす。

②審査会は提案内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した契約候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。

なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日（令和８年１１月１８日）とする。

＜審査基準＞　　１００点満点

審査項目	審査の視点	配点
事業目的の理解	本事業の目的及び仕様書の内容を十分理解し、適切な提案がされているか。	２０
提案内容	新表示の内容を分かりやすくＰＲできる内容となっているか。	２５
	独創性に優れ、効果的な内容となっているか。	２５
実施体制・スケジュール	事業を円滑かつ確実に実施できる体制及びスケジュールとなっているか。	１０
過去の実績	過去に類似の事業を実施した実績があり、本業務の実施に必要な専門性があると言えるか。	１０
見積金額	見積金額は、企画提案書の内容に照らして適正か。	２
事業者の取組	① 熊本県ブライト企業の認定を受けている。	１
	② 障害者支援施設等から物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。	１
	③協力雇用主制度に登録している。	１
	④事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けている。	１
	⑤森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。	１
	⑥熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している	１
	⑦熊本県ＳＤＧｓ登録制度に登録している。	１
	⑧パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録している。	１

③選考委員の持ち点は１００点とし、合計点は１００点×４人＝４００点とする。なお、最低基準については設けないこととする。
④最高得点で、同点の企画が複数出た場合、１位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
⑤審査結果については、提案書を提出した者全員に通知する。
⑥参加登録者からの選考理由に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。
⑦契約候補者が、第７の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を契約候補者とする。

１１　委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

１２　契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第７７条の規定により、契約保証金（契約金額の１００分の１０以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第７８条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

１３　その他

（１）企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
（２）企画コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届【様式５】を提出すること。
（３）本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

１４　問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局畜産課　衛生防疫班　担当：三角
電話　　０９６-３３３-２３９７（内線３７５５２）
メール　miusmi-r-dd@pref.kumamoto.lg.jp